

8 計量第 19 号  
令和 8 年（2026 年）5 月 12 日

一般社団法人長野県 LP ガス協会長  
長野県一般高圧ガス保安協会長 様

長野県計量検定所長

特定計量器の定期検査の実施について（依頼）

平素は県の計量行政に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、計量法では、適正な計量取引の確保と消費者保護を図るため、事業者がガスの質量販売に使用するはかりは、2 年に 1 回、定期検査あるいは定期検査に代わる計量士による検査（代検査）を受けなければならないと定められており、本年度の定期検査を別添県報写しに掲げる日程により実施します。

つきましては、検査対象地域の貴協会傘下会員の該当者がもれなく検査を受けられますよう、周知についてよろしく申し上げます。

（注）定期検査は 2 年に 1 回行います。

不明な点は市役所・町村役場又は当検定所にお問い合わせください。

また特定市（長野市・松本市・上田市・岡谷市）に所在するはかりは特定市が別途行う定期検査を受検してください。

長野県計量検定所 検定・検査課  
（担当）妹尾  
松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内  
TEL 0263-47-4006  
FAX 0263-47-9895  
電子メール keiryo@pref.nagano.lg.jp